

議題（2）西尾市地域公共交通計画の評価について（協議事項）**1 概要**

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地方公共団体が、地域公共交通計画を作成又は変更した場合並びに地域公共交通計画の調査、分析及び評価（以下「評価等」という。）を行った場合は、地域公共交通計画及び評価等の結果を、速やかに主務大臣（国土交通大臣及び総務大臣）に送付する必要があります。また、評価の内容については地域公共交通活性化協議会において協議および承認を経る必要があるため、協議をするものです。

2 評価の内容

資料 2-1 のとおり

3 提出予定日

令和 7 年 3 月 2 6 日（承認いただいた後、速やかに提出します）